



株式会社 G-STYLE

有料職業紹介事業許可番号 23-ユ-301836

一般労働者派遣事業許可番号 派 23-303248

返戻金制度について

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後 6 カ月以内に本人の都合による退職または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

1. 入社後 1 カ月未満に雇用契約が終了した場合

人材紹介手数料の 80%

2. 入社後 3 カ月未満に雇用契約が終了した場合

人材紹介手数料の 50%

3. 入社後 6 カ月未満に雇用契約が終了した場合

人材紹介手数料の 20%

但し、紹介者の稼働時間毎に紹介料が発生する場合、紹介予定派遣の場合、派遣先【求人者】で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合は、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。